

新旧対照表

財政局

(規則名称) 横浜市契約規則

現行	改正案
<p>(第1条から第10条の2まで省略) <u>(入札保証金等の納付手続)</u></p> <p>第11条 <u>入札保証金等は、契約担当課長である現金出納員に開札時刻1時間前までに納付しなければならない。ただし、契約担当課長あてに書留郵便により送付することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により入札保証金等の納付があった場合は、契約担当課長である現金出納員は、領収書を交付しなければならない。</u> (入札保証金等の還付)</p> <p>第12条 (第1項省略)</p> <p>2 <u>前項の規定により入札保証金等を還付する場合は、契約担当課長である現金出納員は、前条第2項に規定する領収書を返還させたのち、還付するものとする。</u></p> <p>3 <u>落札者の入札保証金等は、契約保証金またはこれに代わる担保(以下「契約保証金等」という。)に転用することができる。</u></p> <p>4 (本文省略) (第12条の2から第14条まで省略) (入札の方法)</p> <p>第15条 (第1項から第5項まで省略)</p> <p>6 <u>第1項の規定により入札を行う場合にあっては当該入札書に第11条第2項の領収書を添付して提出し、第3項の規定により入札を行う場合にあっては開札の日時までに同条第2項の領収書を契約担当課長に到達するよう別途提出しなければならない。</u></p> <p>7 (本文省略)</p> <p>8 (本文省略)</p> <p>9 第5条第3項の規定は、<u>第7項</u>の証明書について準用する。 (第16条から第18条まで省略) (入札の無効)</p> <p>第19条 市長が、次の各号の一に該当すると認めるときは、その入札は無効とする。 (i) 入札参加の資格のない者が入札したとき、又は第15条第7項に規定する委任状及び書類を提出しない代理人が入札したとき。 (第2号から第11号まで及び第20条から第27条の3まで省略) (準用)</p> <p>第28条 第26条から前条までに規定するもののほか、第15条第3項、第4項、<u>第7項本文、第8</u></p>	<p>(第1条から第10条の2まで省略) <u>(入札保証金等の納付手続)</u></p> <p>第11条 <u>入札保証金等の納付手続については、入札ごとに市長が定める。</u></p> <p>(入札保証金等の還付)</p> <p>第12条 (第1項省略) (削除)</p> <p>2 <u>落札者の入札保証金等は、契約保証金又はこれに代わる担保(以下「契約保証金等」という。)に転用することができる。</u></p> <p>3 (本文省略) (第12条の2から第14条まで省略) (入札の方法)</p> <p>第15条 (第1項から第5項まで省略) (削除)</p> <p>6 (本文省略)</p> <p>7 (本文省略)</p> <p>8 第5条第3項の規定は、<u>第6項</u>の証明書について準用する。 (第16条から第18条まで省略) (入札の無効)</p> <p>第19条 市長が、次の各号の一に該当すると認めるときは、その入札は無効とする。 (i) 入札参加の資格のない者が入札したとき、又は第15条第6項に規定する委任状及び書類を提出しない代理人が入札したとき。 (第2号から第11号まで及び第20条から第27条の3まで省略) (準用)</p> <p>第28条 第26条から前条までに規定するもののほか、第15条第3項、第4項、<u>第6項本文、第7</u></p>

項及び第9項の規定は、随意契約について準用する。

(せり売りの参加の方法)

第29条 せり売りに参加しようとする者は、せり売り参加申込書に入札保証金等を納付した領収書(郵送の場合は、その旨を封筒に記載する。)を添付し、契約担当課長に提出しなければならない。

(第30条及び第31条省略)

(契約の締結の手続)

第32条 (第1項から第3項まで省略)

(追加)

(第33条から第35条まで省略)

(契約保証金等)

第36条 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金等を納付しなければならない。この場合において、第12条第3項の規定により入札保証金等を転用した場合で、契約保証金等の額が入札保証金等の額を上回るときは、その差額を納付しなければならない。

(第2項から第4項まで省略)

5 第11条第2項の規定は、契約保証金等の納付があった場合に準用する。

(第37条省略)

(契約保証金等の返還等)

第38条 (第1項及び第2項省略)

3 第12条第4項並びに第12条の2第2項及び第3項の規定は、契約保証金等を返還する場合に準用する。

(第39条から第42条まで省略)

(履行遅滞の場合における損害金等)

第43条 前条の規定による場合を除くほか、契約の相手方が履行期限までに義務を履行しないときは、契約金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延損害金として徴収する。ただし、計算した額が100円未満であるときはその全部を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

2 前項に規定する場合において、履行期限までに契約の一部を履行したときは、これに相当する金額を契約金額から控除して得た額を契約金額とみなして計算する。ただし、控除すべき金額を計算できない場合は、この限りでない。

項及び第8項の規定は、随意契約について準用する。

(せり売りの参加の方法)

第29条 せり売りの参加の方法については、せり売りごとに市長が定める。

(第30条及び第31条省略)

(契約の締結の手続)

第32条 (第1項から第3項まで省略)

4 第1項本文に規定する期間には、横浜市の休日を定める条例(平成3年12月横浜市条例第54号)第1条第1項に定める休日を含まない。

(第33条から第35条まで省略)

(契約保証金等)

第36条 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金等を納付しなければならない。この場合において、第12条第2項の規定により入札保証金等を転用した場合で、契約保証金等の額が入札保証金等の額を上回るときは、その差額を納付しなければならない。

(第2項から第4項まで省略)

(削除)

(第37条省略)

(契約保証金等の返還等)

第38条 (第1項及び第2項省略)

3 第12条第3項並びに第12条の2第2項及び第3項の規定は、契約保証金等を返還する場合に準用する。

(第39条から第42条まで省略)

(履行遅滞の場合における損害金等)

第43条 前条の規定による場合を除くほか、契約の相手方が履行期限までに義務を履行しないときは、市長は、契約金額につき、遅延日数に応じ、契約で定める率を乗じて計算した額を遅延損害金として徴収する。ただし、計算した額が100円未満であるときはその全部を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

2 前項に規定する場合において、履行期限までに契約の一部を履行したと市長が認めたときは、これに相当する金額を契約金額から控除して得た額を契約金額とみなして計算する。ただし、控除すべき金額を計算できない場合は、この

(第3項及び第43条の2から第48条まで省略)

(違約金)

第49条 横浜市は、第44条の規定により契約を解除した場合は、契約金額（契約の一部を履行した場合は、これに相当する金額を契約金額から控除した額とする。）の10分の1に相当する額を違約金として徴収する。ただし、第38条第2項の規定により契約保証金等の全部又は一部を横浜市に帰属させた場合は、この限りでない。

(第50条から第58条まで省略)

(現場代理人、主任技術者等)

第59条 請負人は、次項の権限（第3項の権限を除く。）を行使させるため現場代理人を定め、契約締結後7日以内に、書面をもって、その氏名その他必要な事項を市長に通知しなければならない。現場代理人を変更したときも、同様とする。

(第2項から第4項まで省略)

5 請負人は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者（同条第2項に規定する監理技術者を置かなければならない工事については、監理技術者。以下「主任技術者」という。）及び同法第26条の2に規定する技術上の管理をつかさどる者（以下「専門技術者」という。）を定めたときは、契約締結後7日以内に、書面をもって、その氏名その他必要な事項を市長に通知しなければならない。主

限りでない。

(第3項及び第43条の2から第48条まで省略)

(違約金)

第49条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として徴収する。

(1) 第44条の規定により契約が解除された場合
(2) 契約の相手方がその債務の履行を拒否し、又はその責めに帰すべき事由によって、債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 契約の相手方について破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 契約の相手方について会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 契約の相手方について民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（第44条第1項第2号の規定により契約が解除された場合を除く。）において、第36条の規定により契約保証金等が納付されているときは、当該契約保証金等を第1項の違約金に充当することができる。

(第50条から第58条まで省略)

(現場代理人、主任技術者等)

第59条 請負人は、現場代理人を定め、契約で定める日までに、書面をもって、その氏名その他必要な事項を市長に通知しなければならない。現場代理人を変更したときも、同様とする。

(第2項から第4項まで省略)

5 請負人は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者（同条第2項に規定する監理技術者を置かなければならない工事については、監理技術者。以下「主任技術者」という。）及び同法第26条の2に規定する技術上の管理をつかさどる者（以下「専門技術者」という。）を定めたときは、契約で定める日までに、書面をもって、その氏名その他必要な事項を市長に通知しなければならない。主

任技術者又は専門技術者を変更したときも、同様とする。

(第6項並びに第60条及び第61条省略)

(監督職員等の立会い、工事記録の整備等)

第62条 (第1項省略)

2 請負人は、設計図書に監督職員等の立会いのうえ施行するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

(第3項から第5項まで及び第63条から第81条まで省略)

(解除に伴う措置)

第82条 (第1項から第3項まで省略)

4 第2項の場合において、第78条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第79条及び第79条の2の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を第2項の出来形部分等に相応する請負代金額から控除する。この場合において、市長は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、請負人に対し、その余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付して返還させるものとする。ただし、請負人の責めに帰することのできない理由により契約が解除された場合においては、利息を付さないことができる。

(以下省略)

任技術者又は専門技術者を変更したときも、同様とする。

(第6項並びに第60条及び第61条省略)

(監督職員等の立会い、工事記録の整備等)

第62条 (第1項省略)

2 請負人は、設計図書に監督職員等の立会いの上施行するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施行しなければならない。

(第3項から第5項まで及び第63条から第81条まで省略)

(解除に伴う措置)

第82条 (第1項から第3項まで省略)

4 第2項の場合において、第78条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第79条及び第79条の2の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項の出来形部分等に相応する請負代金額から控除する。この場合において、市長は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、請負人に対し、その余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約で定める率を乗じて計算した額の利息を付して返還させるものとする。ただし、請負人の責めに帰することのできない理由により契約が解除された場合においては、利息を付さないことができる。

(以下省略)